

荒尾市長等の給与の特例に関する条例の
制定について

荒尾市長等の給与の特例に関する条例を次のように制定するものとする。

平成29年6月29日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市長等の給与の特例に関する条例

別紙添付

提案理由

市職員の信用失墜行為の重要性に鑑み、市長及び副市長の給料月額を減額したいからである。

荒尾市長等の給与の特例に関する条例

(市長の給料月額の特例)

第1条 市長の給料月額は、平成29年7月1日から同年8月31日までの間において、荒尾市長等の給与等に関する条例（昭和26年条例第10号。以下「給与条例」という。）第3条の規定にかかわらず、同条第1号に掲げる額から、その額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。

(副市長の給料月額の特例)

第2条 副市長の給料月額は、平成29年7月1日から同月31日までの間において、給与条例第3条の規定にかかわらず、同条第2号に掲げる額から、その額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年7月1日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成29年8月31日限り、その効力を失う。